

佐賀県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月二十六日から平成二十二年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前 の別	幅員 メートル
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字伊福字城崎 甲一番四地先から 藤津郡太良町大字多良字白塔 四二二番六地先まで	後	三三・四 二二・〇
	藤津郡太良町大字伊福字城崎 甲一番四地先から 藤津郡太良町大字多良字白塔 四二二番六地先まで	前	二四・七 一〇・〇
		延長 メートル	六一八・三 六一六・九